

**令和8年度採用 福岡市人権救済支援員（会計年度任用職員）  
募集案内**

**1 応募受付期間**

令和8年5月15日（金）～ 令和8年6月11日（木）【必着】

**2 募集内容**

職名	人権救済支援員
採用予定人数	1人
職務の概要	<p>(1) SNS等における人権侵害に関する相談対応及び相談記録等の作成</p> <p>(2) SNS等に掲載された人権侵害情報の削除要請・発信者情報開示請求等に関する申請書類の作成支援</p> <p>(3) その他、SNS等による人権侵害の救済支援及び人権啓発に関すること</p>
勤務地	福岡市市民局人権部人権啓発センター (福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 あいれふ8階)
任用期間	令和8年8月1日から令和9年3月31日まで
受験資格	<p>1 次の資格要件を全て満たす人</p> <p>(1) 人権問題に対する高い関心と深い理解を有し、問題の解決に熱意を持つ人</p> <p>(2) SNS等の基本的な操作・用語を理解している人</p> <p>(3) 相談支援、窓口対応、コールセンター業務等の実務経験があり、市民等からの相談を受け、相談者に寄り添いながら相手の状況や心情を丁寧に聴き取って内容を的確に把握し、適切な助言ができる人</p> <p>(4) 申請書、報告書、申立書等の公的又は業務上の書類作成の実務経験があり、相談者から聴き取った内容について事実関係を整理し、正確かつ分かりやすく文章化できる人</p> <p>(5) 個人情報及びプライバシー性の高い情報を取り扱う業務の重要性を理解し、守秘義務を厳守できる人</p> <p>(6) 基本的なパソコン操作ができ、ワード、エクセル、パワーポイント等を使用した文書作成及び資料整理ができる人</p> <p>(7) 任用期間を通じて職務に従事できる人</p> <p>2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人</p> <p>【地方公務員法第16条（抄）】</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>

### 3 勤務条件等

勤務日	月曜日から土曜日のうちの週5日勤務です。(原則月～金曜日勤務となります。) ※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。 ※業務上特に必要とする場合、土曜日、日曜日、祝日に勤務することもあります。
勤務時間・ 休憩時間	原則、午前10時から午後4時30分まで(休憩時間60分)の週27時間30分です。 ※業務上必要に応じて、1日の勤務時間帯や勤務時間の割振りを変更することがあります(夜間に勤務することもあります)。
給与	月額214,911円から231,773円(地域手当を含む)。 ※採用日前10年間について、本市職員(会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む)として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当相当報酬、費用弁償(通勤手当月55,000円まで)、期末・勤勉手当及び時間外勤務手当等が支給されます。
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇(8月1日採用の場合、最大13日)が付与されます。 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	任用期間等に応じて健康保険(福岡市職員共済組合)、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	労働者災害補償保険制度に基づき補償します。
服務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます(サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止)。
その他	給与等支給日は毎月20日です。 ※ただし、時間外勤務手当等の実績に応じて支給する手当については翌月20日。 応募受付後採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、本勤務条件等はその定めるところにより変更します。

### 4 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日時・会場		令和8年6月29日(月) ※場所・日時等の詳細は一次試験合格者に通知します。
内容	書類審査	面接試験
合格発表	令和8年6月19日(金)	令和8年7月6日(月)

#### 【合格発表について】

- ・一次試験は、受験者全員に結果を文書で通知(合格発表日に発送予定)します。
- ・二次試験は、福岡市人権啓発センター入口及び福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に結果を文書で通知(合格発表日に発送予定)します。
- ・合否について、電話等による問い合わせにはお答えできません。

## 5 応募方法等

提出書類	①令和8年度採用 福岡市人権救済支援員採用試験申込書
	申込書は、福岡市人権啓発センター（あいれふ8階）、福岡市役所1階情報プラザ、各区役所情報コーナーで配布します。 また、市ホームページからもダウンロードできます。
	②課題作文
	内 容： あなたとSNSとの日常的な関わりについて記述するとともに、SNSやインターネット上における人権侵害とは具体的にどのようなものがあるのか、また、それらの人権侵害を救済するための制度や方法について、あなたが知っていることを記述してください。 構 成： 1行目に氏名、2行目に題目、3行目に本文を記入のこと。 ※題目は自由につけてください。 文字数： 本文は1,200字程度（氏名、題目は除き、句読点を含む） 用 紙： A4版（用紙の向き：縦、文字の方向：横書き） その他： パソコン（ワード等）を用いて作成すること。
提出方法	③返信用封筒（長形3号）
	110円切手を貼り、表面に受験者の住所・氏名を明記してください。 ※一次試験結果を送付するために使用します。
提出先	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 あいれふ8階 福岡市市民局人権部人権啓発センター
受付期間	令和8年5月15日（金）～令和8年6月11日（木）【必着】 ※持参の場合は午前10時から午後5時まで。ただし、期間中の日曜日及び5月30日は休館日のため、持参による受付不可。

## 6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位順に令和8年8月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和8年8月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

## 7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・提出書類に不備がある場合は、失格または減点となることがあります。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

## 8 問い合わせ先

福岡市市民局人権部人権啓発センター

TEL : 092-717-1237 FAX : 092-724-5162

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 あいれふ8階

※ 試験内容に関することはお答えできません。